

社会福祉施設等に対する指導検査業務システム

2026/1/22 デジタル庁 戦略・組織グループ 調査・企画班

「共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について」

(令和6年10月29日 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会)

社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム

(1) 関係団体

デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）

(2) 選定の理由

地方自治体は、住民が安心して質の高い行政サービスを利用できるようにするため、事業者に対して、法律や基準等に基づき適正にサービス等を提供するよう、事業者の指導や育成に取り組んでいるが、指導検査を行う際、事業者は大量の書類を紙にして地方自治体に提出し、その指導検査は対面で行われることがほとんどであるのが現状である。また、指導検査の基準も、社会情勢等の変化による法令改正等の結果、随時変更が生じている。東京都において、本業務のデジタル化について令和3年度から検討を進め、令和5年4月から全国に先駆けて社会福祉施設等に対する指導検査業務システムの本格運用を開始しており、ユーザーアンケートにおいても高い評価を得ているものである。社会福祉施設への指導検査業務は福祉分野の各法令に基づく業務であり、本来であれば当該制度の所管省庁である厚生労働省等が検討主体であるべきであるが、その他分野の事業者への指導検査業務にも対象を拡大できる可能性があることや、事業者への指導検査業務は地方自治体等の行政において共通的に実施されていること、本システムは事業者への指導検査における検査基準の変更にも対応できる可能性があること、また、他の地方自治体では導入が進んでいないことなどを踏まえると、それぞれの地方自治体が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムを共通化の対象候補とする。<参考> 提案募集 (#230)

(3) 依頼事項

デジタル庁は、東京都の協力を得て、令和7年度にかけて、社会福祉施設等に対する指導検査業務システムが利用拡大できるかの適用可能性を検証したい。デジタル庁による技術的な検証結果を踏まえて、指導検査業務等を所管する省庁、デジタル庁及び東京都は、それぞれ協議して、令和8年3月末までに、推進方針案を策定されたい。

参考：提案募集230

社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム化

都で導入した社会福祉施設等に対する指導検査業務システムについて、全国に展開することによって、事業者の負担軽減及び利便性の向上、自治体職員の業務の効率化という効果が見込まれることから、共通化の候補とすることを提案する。

・指導検査業務システム：都では、膨大な紙での煩雑な業務処理から、クラウドやタブレットを活用した先進的なDXシステムに刷新し、事業者・東京都ともに指導検査業務にかかる負担を軽減。

今回の検討範囲

東京都の社会福祉施設等に対する指導検査業務システムは図の範囲となっており、保育関連に関してはこども家庭庁が保育業務施設管理プラットフォームを整備中で範囲が重複している。

なお、こども家庭庁による利用意向アンケートによると回答総数のうち令和8年度又は令和9年度からの利用を検討中が6割以上を占めているとのこと。

#	業務	保育関連	社会的養護関連	障害関連	高齢・介護関連	生活支援関連
		認可保育所 認証保育所 認可外保育施設 幼保連携型認定こども園 等	児童養護施設 児童自立支援施設 乳児院 母子生活支援施設 自立援助ホーム 等	障害者支援施設 障害児入所施設 等	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 等	保護施設 無料低額宿泊所 日常生活支援住居施設 女性自立支援施設 等
1	指定 許可 登録				厚生労働省 (事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム)	
2	給付	こども家庭庁 (保育業務施設管理 PF)				
3	指導 検査	監査モジュール			東京都 (社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム (SDX))	

※SDXについては社会福祉法人監査にも対応

関係団体へのヒアリング

地方公共団体	ヒアリング内容
東京都	年度の計画策定から施設による資料提出、検査実施、評価、実績管理までをすべて完結できるシステム（SDX）を活用している。 SDXを都内区市町村と共同利用する方針であるが、検査対象が少ない自治体では導入するメリットがないことも想定されるため、利用を希望する自治体から順次導入していく。
宮崎県	PoCを実施し、障害福祉課と指導監査・援護課が個別に対象施設等の情報を管理しているため突合に時間がかかっていた状況を、情報を一元化することで課題を解消した。 課題は解決したが、県下の市町村に改善策を横展開することは想定していない。

省庁	ヒアリング内容
こども家庭庁	保育業務施設管理プラットフォームは令和8年4月から運用開始予定。既存システムが存在する自治体も承知しているが一部機能での実装となり長期開発となるため連携については未定。
厚生労働省	事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムは令和8年度実証、令和9年度運用開始予定。指導・監査についてはSDXの話があったため一旦スコープ外として共通化の状況を見守っている。

委託事業者による調査結果

- 一斉通知・調査システムを用いて1,788の地方公共団体に社会福祉施設等に対する指導検査業務に係る調査を実施した。(有効回答数 1,274/1,788)
- 加えて、規模・対象施設数・システム導入状況を勘案した上で地方公共団体へのヒアリングを実施した。(12自治体)

- アンケート対象1,788件のうち、1,274件の団体については指導検査を実施している。基本的な業務手順は共通であった一方で、組織体制については規模に応じて、「施設区分ごとに担当課を分ける」、「施設区分に関わらず集約して実施」など状況が異なっていた。また、176件の地方公共団体においては「対象施設が不在・広域自治体が実施している」などの理由で指導検査を実施していなかった。
- 指導検査に関する業務上の課題として主なものについては、以下のとおりであり、どの規模の団体でも同様の課題が見受けられ、年間の検査対象施設を100%完了できる自治体は78%に留まっている。
 - ①データ管理（事業所からのフォーマットにばらつきがある。データが一元管理されていない。）
 - ②知見/制度（関連する法令・基準が多岐にわたりチェック項目が膨大で時間がかかる。）
 - ③体制（人員が不足している。人事ローテーションの中で教育が十分できていない。）
- すべての業務フローを紙で実施している地方公共団体は20%程度で、書類の授受を電子メール等で電子化している地方公共団体が80%程度となっており、紙での運用・管理は依然として一定存在しているがすべての自治体が紙のみで管理している状態ではない。
- 現在、計画策定から実績管理まですべての業務工程をシステム化している地方公共団体は東京都のみである。
- システム導入に向けては、導入に必要な人材・予算の不足、システム導入効果の不透明さが主な課題であった。
一方で、ヒアリングにおいて一部の地方公共団体においては、現状の施設規模ではExcelのマクロ等で十分対応できている事例や、事業者側が対応できない等の意見が確認されたことから、地方公共団体ごとにシステム導入への意向やハードルが異なる。

今後の検討の方向性について

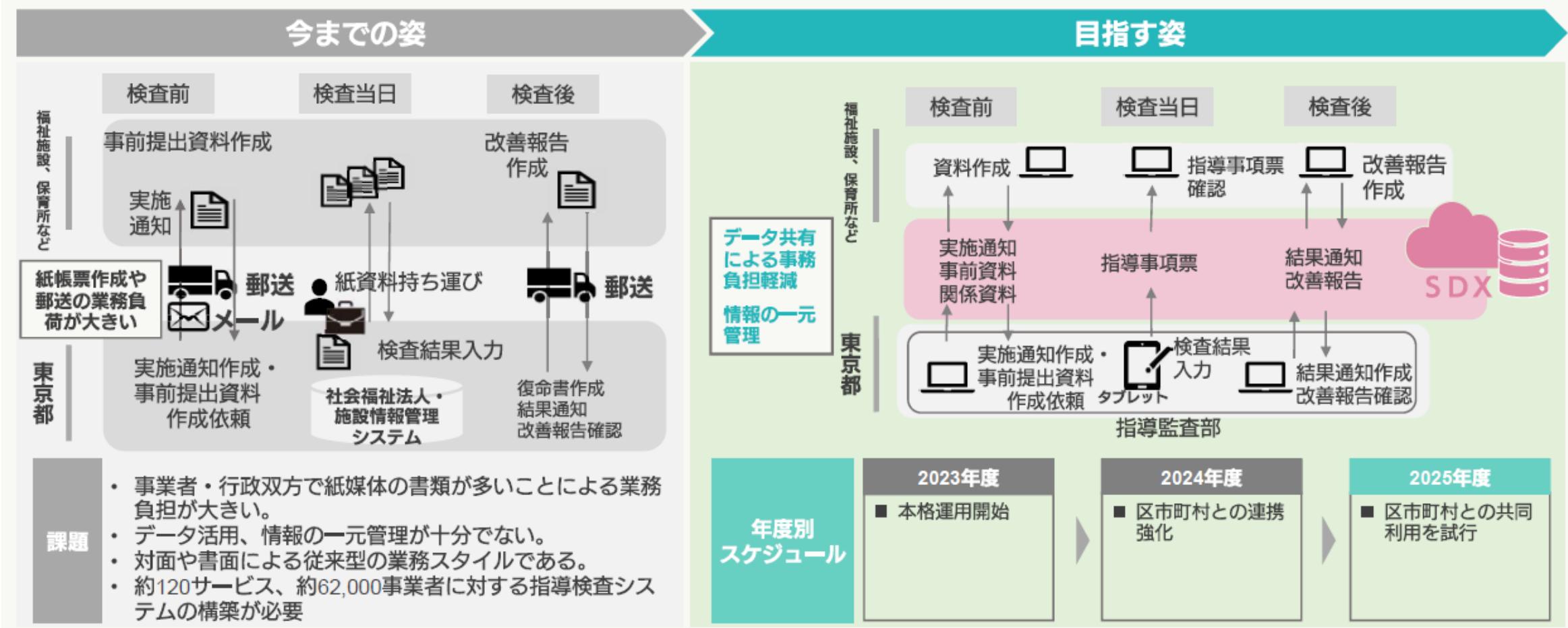
- デジタル庁による関係団体へのヒアリング、地方公共団体への調査において、以下の状況が確認された。
 - ①地方公共団体において業務の実施主体が異なる（分野ごとに各原課でやっている場合や、東京都のように指導監査専門部署がある場合もある）。
 - ②そもそも業務を実施していない地方公共団体も一定程度存在する。
 - ③一部の地方公共団体（50万人規模）において、データ管理の徹底やExcelのマクロ等で社会福祉法人の監査にも十分対応できている事例がある。
 - ④システム導入に必要な人材・予算の不足、システム導入効果の不透明さが主な課題であった。
- こうした状況を踏まえ、各地方公共団体の指導監査業務における適切なデータ管理を前提としつつ、先行する東京都のSDXについての利用の可能性や、整備が進んでいることども家庭庁の保育業務施設管理PFとの連携の可能性の検討のほか、効果的なビジネスツール（Excelのマクロ含む）の利活用など、地方公共団体の規模や体制に応じ、円滑な業務遂行とトータルコストの最小化を図るための具体的な方策の検討を進めることとしたい。

Appendix

東京都の業務プロセス・システム利用状況

事業名 社会福祉施設等の指導検査DX

- 指導検査における対面・書面による業務プロセスの見直しに必要なデジタル環境の整備を推進し、事業者及び行政双方の業務負担の軽減と利便性の向上を図る

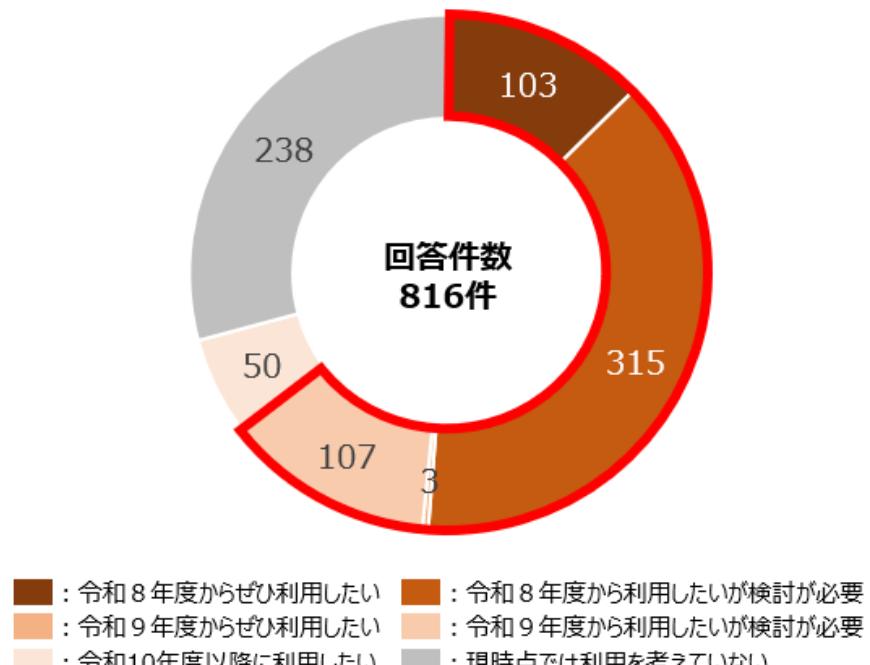


こども家庭庁：保育業務施設管理プラットフォーム

保育業務施設管理プラットフォームの利用意向アンケート回答総数のうち、令和8年度又は令和9年度からの利用を検討中、が6割以上を占めている。

利用意向アンケートの結果（保育業務施設管理プラットフォーム）

6割以上(528件)が利用を前向きに検討中



※ 要件定義書上は、令和7年度末は100自治体・3,000施設、令和8年度中には500自治体・15,000施設以上が利用することを想定するとともに、この数にとらわれず利用を希望する自治体や施設が利用出来ないとならないよう、柔軟に設計予定。

令和8年4月の運用開始に向けた自治体スケジュール

：参画する全自治体 〔 〕：対象自治体のみ

令和8年度

令和7年度 令和8年度

9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月

- 第2回自治体説明会
- 第3回自治体説明会（本日）
- 保育施設等向けオンライン操作研修（5~10枠）
- 自治体向けオンライン操作研修
- コールセンター運用開始（質問受付）
- ▼12/17〆 ▼研修用環境の提供
- ▼自治体・保育施設等（※インターネット接続のみ） 本番アカウント発行

1. 自治体利用申請フォーム回答

1. 追加1次受付

2. 保育施設等の利用申請

3. 自治体利用環境ヒアリング（11/12-11/19）

自治体の令和7年度中の申請は可能（追加2次受付）

保育施設等の令和7年度中の申請は12/17で締切

11/7迄に申請済の自治体に限る。
追加1次受付はインターネットのみ

LGWAN接続希望自治体に
ネットワーク設定資料配布（12月初頭）

LGWAN接続ネットワーク設定変更+疎通テスト

4. 研修及び初期データ登録（研修用環境）

④⑤⑥は保育施設等でも
自治体と同様に対応いただく

5. 受入テスト（協力可の自治体）

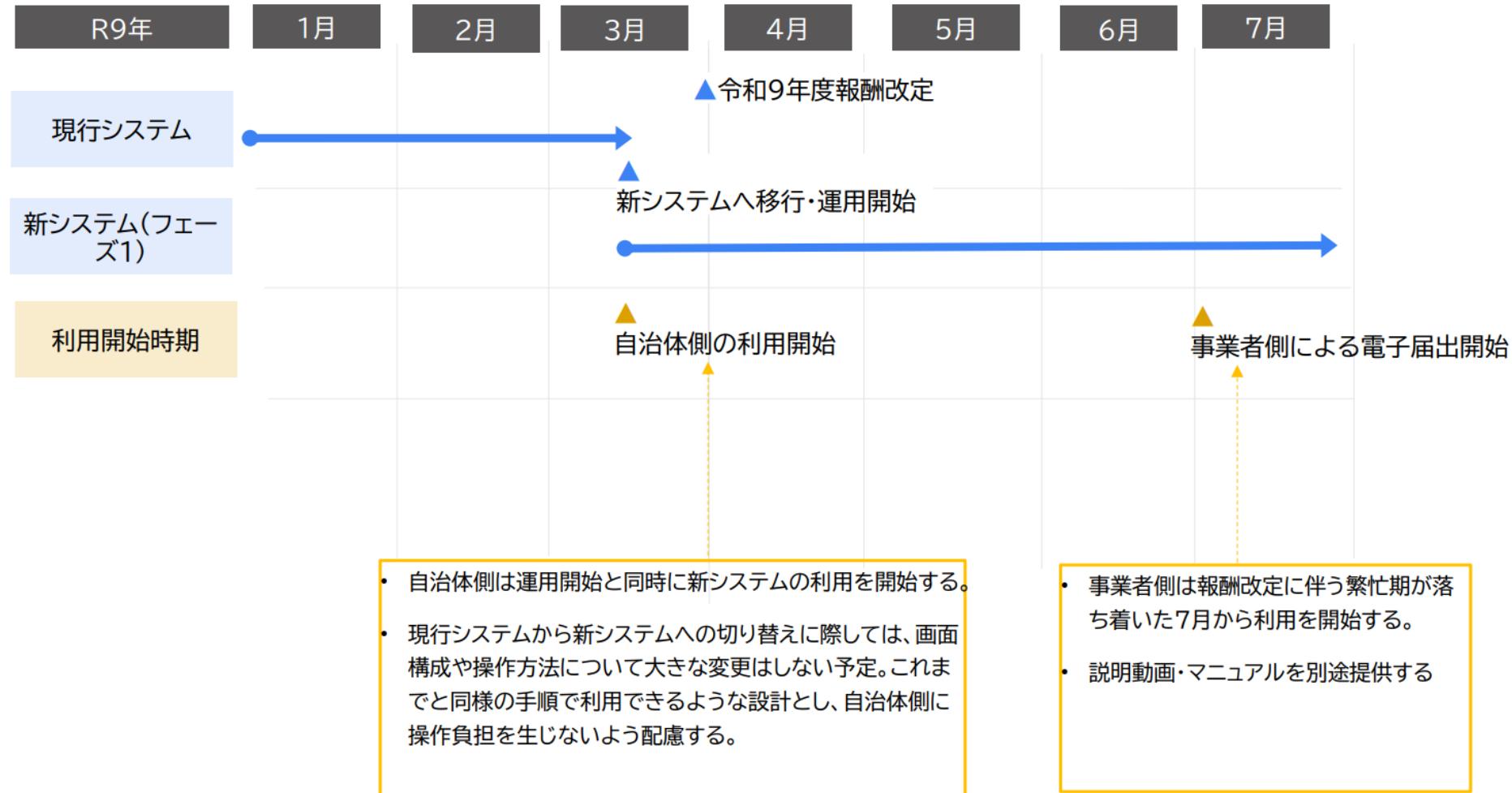
6. 初期データ確認

7. 保護者向け
サイト公開

厚生労働省：事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム

令和8年度に実証実験、令和9年度に運用開始をスケジュールとして順調に進捗。

フェーズ1スケジュール(詳細)



地方自治法第238条について（R7.11.25 参・総務委員会）

○安野貴博君

（略）自治体が保有するソフトウェアなどのプログラムなどの著作物は、地方自治法第二百三十八条の公有財産には該当せず、またプログラム著作権も同条の行政財産に該当しないため、厳しい制約を受けずにオープンソースソフトウェアとして公開可能である、総務省としてそのように解釈してよろしいでしょうか。大臣の明確な御答弁をお願いいたします。

○国務大臣（林芳正君）

自治体が開発したソフトウェアに関する地方自治法上の取扱いにつきましては、著作物と、これを創作した者ですね、者に与えられる著作権、これを区別して判断することとしております。すなわち、同法では、著作権を公有財産に位置付けておりますが、プログラムの著作物に該当するソフトウェア、これについては、著作権とは区別して、公有財産には該当しないものと、こういうふうに解釈をしております。

したがって、今委員からも御指摘がありました、**自治体が開発したソフトウェアをオープンソース化して他者に利用させること**、これは著作権法上の著作物の利用許諾の一類型として可能でございまして、**地方自治法上、特段の制約はございません。**

○安野貴博君

御答弁ありがとうございます。総務省から問題ないと回答いただいたことで、全国の自治体においてもこういったソフトウェアの活用が進むと考えております。

この見解についてなのですが、総務省からは自治体に対してホームページ上の公開や事務連絡の発出などは行っていますが、総務省の御担当者とお話しした際には、過去に、オープンソースソフトウェアではなくて、オープンデータに関しては一部の自治体の財政担当部局には話をしたことがあると伺いましたが、自治体の懸念を取り除くために、より幅広くこの解釈、周知をしていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（小川康則自治行政局長）

お答えいたします。自治体が開発するソフトウェア等のオープンソース化に係る地方自治法上の解釈につきましては、本年三月のデジタル行政財政改革会議戦略会議における安野構成員からの御指摘を受けて、その後、自治体向けの説明会などにおいて今大臣から申し上げた解釈をお伝えしてきたところでございますけれども、**改めて全自治体にこれを徹底すべく周知を図ってまいりたい**と、このように考えてございます。

【地方自治法238条】

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

（略）

五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

※土地建物を念頭に置いて書かれており、特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利に対する処分方法については記載されていない。

国有財産法第18条の整理

【二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）より抜粋】

・著作権者は、あらかじめ著作物の利用に係る考え方を表示しておくことができるので、国が著作権者である著作物について、インターネットを通じて公開するに当たり、どのような条件で利用を認めるかは、著作権法の範囲内で、国が判断し、表示することができる。

なお、各府省がインターネットを通じて著作物を公開することについては、著作物が国有財産法第2条に規定する国有財産に該当しないため、国有財産法の適用はない。また、国有財産法は、インターネットを通じて公開されている著作物が二次利用されることに対し何ら制約を加えるものではない。

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく「共通化すべき業務・システムの対象候補」に関する提案募集について（令和6年8月5日 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局）

先般、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からの推薦者を構成員とする計3回の「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合」、部課長級をメンバーとする計6回の「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合ワーキングチーム」での議論並びに全地方公共団体への意見照会を踏まえ、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（以下「本基本方針」という。）が本年6月21日に閣議決定されたところです。

今後、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めていくに当たっては、本基本方針に基づき、業務・システムの共通化を進めることとなります。本基本方針において、対象候補の検討は、当面の具体的視点として、次の3つの視点から行うこととしております。

- i) 新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの
- ii) 制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム
- iii) データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

つきましては、上記3つの視点に合致したご提案がありましたら下記のとおり提出していただきますようお願いいたします。

なお、当提案募集は、今後設置予定の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」における対象候補の選定に向けた議論の参考資料としての位置づけであり、ご提案に対する事務局・関係省庁の回答があるものではありません。

デジタル庁
Digital Agency